

令和4年4月1日更新

宇城市ビジネスサポートセンター（オフィスルーム・コンテナハウス）募集要項

令和4年4月1日

宇城市 市長政策部 地域振興課

1. 使用申込

・施設の使用を希望する者は、下記の提出書類を申請するものとする。 ・「2. 審査の概要」の通り、提出書類を審査し「使用候補者」を決定する。 ※申請できる者は、「7. 使用者の資格」の各号全てに該当し、且つ、実際に施設を使用する当事者でなければならない。	
提出期間・	宇城市 市長政策部 地域振興課宛
提出先	随時メールでデータ提出（chiikishinkoka@city.uki.lg.jp）
提出書類	1. 使用申込書及び誓約書 ※押印不要 2. 事業計画書 ※市長が認める場合は、任意様式可 3. 営業に関する資格・免許等の写し ※必要な場合 4. 納税証明書（未納がない証明） ◎上記書類のほか、必要に応じて追加書類の提出を求める場合がある。

2. 審査の概要

別紙「選定方法について」のとおり、事業計画書等を審査し、使用候補者を選定する。

なお、使用候補者決定前に、同一施設に対して複数の応募があった場合は、先に申請があった者が、審査の結果、市長が定める選定基準を上回った場合は、先着順とする。

3. 使用の開始

使用候補者として選定された者は、速やかに市と施設使用についての協議を始め、一月以内に使用を開始するものとする。但し、あらかじめ市長の承認を得た場合は、この限りではない。

※審査の結果、応募者が選定基準に満たなかった場合又は市長が指定する期間内に使用が開始されない場合は、再度募集を行う場合がある。

4. 対象とする施設の規格

	利用区分	床面積	備付けの機械設備	機能
1	コンテナハウス A 棟	7.73 m ²	家庭用エアコン 換気扇 1 基	冷暖房 24 時間換気
2	コンテナハウス B 棟	13.11 m ²	ガス 2 口	冷暖房

			家庭用エアコン 業務用換気扇 2 基 換気扇 1 基	24 時間換気
3	オフィスルーム	57.75 m ²	業務用空調	冷暖房 24 時間換気 公衆用 Wi-Fi

5. 対象とする施設の使用料及び使用期間等

	利用区分	使用料	使用期間
1	コンテナハウス A 棟 (鉄骨造)	10,000 円/月	1 年以内とする。 ※但し、市長が特に認める場合は、1 回まで更新可。
2	コンテナハウス B 棟 (鉄骨造)	20,000 円/月	1 年以内とする。 ※但し、市長が特に認める場合は、1 回まで更新可。
3	オフィスルーム	50,000 円/月	1 年以内とする。 ※但し、市長が特に認める場合は、3 回まで更新可。
備考	・使用料には、電気料、上水道料及び下水道料を含む。但し、事業計画等を踏まえた一般的な使用料と比較し、不適切な使用が想定される場合は、これを見直すことがある。 ・使用期間の更新については、使用期間満了 3 月前（但し、3 月に満たない場合は、この限りではない）までに申請し、市長が特に認める場合は更新できるものとする。 ・上記の更新は、市長が指定する審査の上、更新可否を判断するものとする。		

6. 留意事項

- (1) 本施設の使用許可は、公の施設の使用許可であり、建物賃貸借契約に該当しないことから、借地借家法の規定は、これを適用しない。
- (2) 本施設で事業を開始する際は、関係法令に基づき、必要な届出がある場合はその写しを提出するものとする。
- (3) 本施設で事業を行う際に、関係法令に基づき、許認可が必要な事業を行う場合は、該当機関よりその許認可を受け、その写しを市長へ提出するものとする。関係法令の要件を満たさず、商品・サービス等の提供が出来ない場合であっても、宇城市には一切の責任がないものとする。
- (4) コンテナハウス B 棟で食品関係営業を行う場合は、関係法令に基づき必要な施設基準を確認の上、申込を行うものとする。（使用者の負担において規定の設備を導入する必要がある）。

7. 使用者の資格

次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 本市の産業の振興に寄与することが期待される事業を行う者
- (2) 施設からの退去後、本市において事業を行う計画を有する者
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがない事業を行う者
- (4) 新規性、成長性、実現性等が認められる事業計画を有する者
- (5) 市税等を滞納していない者

8. 使用の条件

宇城市ビジネスサポートセンター条例、同条例施行規則及び関係法令に定めるもののほか、別紙「使用の条件」を遵守しなければならない。

なお、本申請を行うときは、これに同意したとみなすものとする。